

令和5年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和5年2月22日 午前10:00

○散 会 午後 3:36

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
子育て応援課長 伊 藤 佐和子	都市建設課長 佐々木 涉
上下水道課長 澁 谷 比奈子	教育総務課長 斉 藤 栄 子
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------



令和5年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和5年2月22日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 8 議案第 1号 潟上市債権管理条例（案）について
- 日程第 9 議案第 2号 潟上市個人情報保護に関する法律施行条例（案）について
- 日程第 10 議案第 3号 潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 4号 潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 5号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 6号 潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 7号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 8 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 第 2 次潟上市環境基本計画（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 権利の放棄について（水道料金及びメーター使用料に係る債権）
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(案) について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 令和 5 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 令和 5 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 令和 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 令和 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 4 3 予算特別委員会の設置について
- 日程第 4 4 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 6 陳情第 1 号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 4 7 陳情第 2 号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡  
充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 4 8 陳情第 3 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため  
国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 4 9 陳情第 4 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者  
の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 5 0 陳情第 5 号 介護保険制度の改善を求める陳情書

日程第 5 1 陳情第 6 号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を  
自粛するよう求める陳情書

午前10時02分 開会

○議長（小林 悟） 改めておはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様で  
ございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回潟上市議会定例会を開会しま  
す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番菅原理恵子議員、  
2番鈴木壮二議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの22日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの  
22日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番堀井議会運営委  
員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 皆さんおはようございます。

それでは、私から議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、2月の15日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正  
副議長、当局から説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催をしております。

2月20日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、

委員、正副議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営について申し上げます。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定であります。その後、3月3日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後に各常任委員会からなる分科会にて詳細の審査をする予定であります。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催して、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となりました。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となります。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員についても本会議と同様の取り扱いとなりますので、宜しくご協力をお願いいたします。

議案の審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆さんのお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

なお、議案第14号については、本日の会議にて審議を行うことといたします。

また、議案第15号及び議案第16号については、市の債権の放棄に関することであるため、本委員会で協議の結果、産業建設常任委員会と総務文教常任委員会の連合審査を行うべきとして意見が一致いたしました。両常任委員会において協議の上、進めてくださるようお願いをいたします。

発議について申し上げます。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、議会は新保護法が定める規律の適用対象から除外されるため、新たに潟上市議会の個人情報の保護に関する条例（案）を発議するものであります。

市当局提案の潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の議決後の発議となるため、最終日の日程として取り扱いますので、宜しくをお願いいたします。

また、潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）については、発議が提出されております。議会運営委員会で協議の結果、賛成少数により本発議に関しては取り扱いしないことといたしましたので、宜しくをお願いいたします。



次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、5名の通告者がございました。

抽選の結果、3月1日の水曜日の1番目に2番鈴木壮二議員、2番目に1番菅原理恵子議員、3番目に3番藤原仁美議員、3月2日木曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に10番鈴木 司議員の順となりましたので、宜しく願いをいたします。

なお、議場における自席での発言につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から現状のまま運営いたしますので、引き続きご協力くださいますよう心からお願いを申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも3月3日金曜日の特別委員会全体会終了後から開催いたしますので、宜しく願いいたします。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 【議会改革推進会議の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。11番菅原議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（菅原秀雄） 改めまして、皆さんおはようございます。

マスクを取っての話をお許し願いたいと思います。

私からは、皆様から少しお時間をいただきまして、皆様のお手元に届いておると思えますけれども、この報告書を読み上げることで議会改革推進会議からの報告とさせていただきます。

はじめに、タブレット端末の導入については、令和元年12月定例会において導入すべきとの結論に至った旨の報告がされております。一方、その課題として「端末の操作」「議員の意識改革」「導入経費が高額になること」「使用基準」等の報告もされております。

本年度は、議員改選に伴い議会改革推進会議の委員構成も変わっていることから、改めてタブレット端末に関する知識と操作方法を学び、委員間における意見調整を図るとともに、全議員がタブレット端末に触れる機会を提供いたしました。今後は、タブレット端末の導入に向け、具体的に取り組むこととしました。

タブレット端末の活用方法についてであります。1つ目に議会における使用。タブ

レットを使用できる会議。本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会など。また、会議に関する各種資料として、議案、議案に伴う資料、その他会議に必要な資料とあります。2つ目に情報伝達における使用としまして、議員と議会事務局との情報及び各種連絡文書の送受信。また、資料提供、例えば従来の机上配布から事前配布していた行政資料等々があるかと思われま。3つ目に情報収集における使用の中で、1つ目、潟上市ホームページの情報閲覧、本市の各種計画等の閲覧、その他会議に必要な情報の閲覧。2つ目に検索サイトの情報閲覧、1つ、他自治体等の先進事例等の閲覧となっております。

大きな3つ目ですが、このタブレット端末の導入により期待される効果、まあメリットということになりますけれども、それについて申し上げます。

1つ目、会議の効率化。会議の参加者に対して時間差なく資料を提供（送付）することができます。また、会議の開催前まで、資料を修正、訂正することが可能になります。また、多くの紙資料を持ち運びする必要がなくなります。2つ目が業務の効率化としまして、資料の印刷、配布作業が減少し、事務局や行政担当の負担が軽減され業務の効率化につながります。3つ目の経費の削減であります。会議に関わる費用は大きく分けて、準備などにかかる作業人件費と紙代などの費用になります。ペーパーレス会議を実現すると、この印刷や配布コスト、紙の使用量を削減できます。4つ目、資料が読みやすいことです。注目箇所を拡大して見ることができます。グラフや図などの細かな記載も拡大して見やすくなります。

大きな4つ目、ペーパーレス化における課題について、デメリットということになります。

ペーパーレス化を実現するためには、タブレット端末の導入に関わる初期費用とランニングコストは大きな課題となります。また、端末機器を操作するための能力をどのようにして補うかも課題となります。

大きな5つ目、本年度の活動状況について。

令和4年5月18日、タブレット端末の導入について。同じく8月9日、タブレット端末の操作研修会、これは議会改革推進会議委員だけでやっております。同じく10月26日、男鹿市議会のタブレット端末使用状況等の視察研修、これも議会改革推進会議委員で行っております。同じく11月9日、タブレット端末の操作研修会、これは議員18人全員で行っております。当日1名欠席者もございましたけれども、報告をしておきま

す。

大きな6つ目ですが、他市の導入状況についてであります。これは皆さんの別紙資料1を後日ご覧いただければと思います。

大きな7つ目、検討結果について。

議会の開催や議員への政策説明の際には多くの紙資料が使われております。環境負荷の軽減や資料の検索性、携帯性などからタブレット端末の活用によるペーパーレス化を実施する地方議会が大部分となっています。

タブレット端末の導入により、紙代や印刷費用をはじめ作業人件費、資料保管スペースの減など経費の削減を見込めるほか、より詳細な資料や情報を迅速に議員へ提供できるようになります。また、当局と議会が導入することで最大限の効果が得られるため、議会改革推進会議では、令和5年度中の導入を目指すべきとの結論に至りました。

一方、端末機器は日常生活の様々な場面で使用されているものの、その操作面では慣れている人と不慣れな人の間で差が生じていると思われることから、当分の間は紙資料とタブレット端末の両方を使用しながら操作に慣れるための期間、並行稼働期間といえますか、を設けるなど、円滑な導入に向けた配慮が必要であると考えます。

最後に、タブレット端末の導入は年間削減コストを差し引いても経費は高額になるため、予算措置に対する是非と実際に導入する場合の使用基準等についても引き続き検討してまいります。

以上により、議会改革推進会議におけるタブレット端末の導入に向けた検討結果について報告とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） これで諸般の報告を……8番。

○8番（藤原典男） 議案審議についてなんですけれども、先ほど議運の委員長も報告しておりましたが、私も賛成した議会の倫理条例に関するものがね、少数、賛成少数ということで否決されたというふうなことで取り上げないということになっているようなんですけれども、これはやはりあり得ないことだと思うんですけれども、その内容について伺いたいと思います。

それから、陳情の第6号の庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書についてはね、憲法で保障された政党の政治活動について、あれこれ議会で審議するというのは私はそぐわないと思うんですよ。この問題については、横浜川崎地裁がね問題はないというふうなことで決着をしておりましたので、で、

出した、陳情出した個人の利益、利害は何なのかというふうな疑問が起きてきますので、この問題についてはね、陳情について私は取り下げてもらいたいというふうなことなんですけれども、どうですか。

○議長（小林 悟） 8番さんに申し上げます。今回の報告のみでありますので、中身については各委員会ないし本会議場で質疑応答してもらいたいと思います。

終わります。

#### 【日程第4、施政方針報告】

○議長（小林 悟） 日程第4、市長の施政方針報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和5年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和5年度予算編成の概要を申し述べます。

令和3年4月に潟上市長に就任してから間もなく2年となり、任期の折り返し点を迎えようとしております。この間、私たちの暮らしは、新型コロナウイルス感染症と向き合いながら、それぞれが創意工夫のもと、新しい生活様式を確立しつつあり、国においても新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げる方針を示しております。

本市においても、昨年は天王グリーンランドまつりや成人式、文化祭などのイベントや行事が3年ぶりに開催されるなど、様々な場面で感染対策に配慮しつつも、コロナ禍前の日常が少しずつ戻り始めております。

また、本年は、潟上市が誕生して19年目を迎え、11月に開催が予定されている「第146回秋田県種苗交換会」は、平成18年以来2度目の本市開催となります。歴史と伝統を誇る種苗交換会が、その礎を築いた聖農石川理紀之助の地元である本市において開催されることは、大変喜ばしいことであり、農業者の意欲向上や最新技術の習得、本市への経済効果やPR効果が期待されるほか、小・中学生に石川翁の功績を学ぶ機会を提供できることなど、多岐にわたり重層的な効果が見込まれることから、関係機関との連携のもと、万全の体制で準備を進めてまいります。

国際情勢に目を向けてみると、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は間もなく1年を迎え、現在もとどまることなく国際秩序を乱すとともに経済の混乱を引き起こし、30数年ぶりとも言われる円安も相まって、原油価格や物価の高騰という形で、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼしております。

こうした状況において、国では、令和5年度の経済見通しについて、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印のもと、我が国の経済を民需主導で持続可能な成長路線に乗せるための施策を推進するとし、令和5年度の実質GDP成長率を1.5パーセント程度、名目GDP成長率を2.1パーセント程度と民間需要が牽引する成長を見込む一方で、引き続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクと、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

県では、国の政策と歩調を合わせつつ、計画期間の2年目となる「新秋田元気創造プラン」により、若年女性の県内定着・回帰と魅力的な職場づくりを推進し、秋田で暮らす動機付けに向けた取組や賃金水準の向上、カーボンニュートラルへの挑戦、デジタル化の推進に集中的に取り組むことで、その効果の更なる積み上げを目指し、各種施策・事業を推進するとしております。

こうした国や県の動向等を鑑みながら、本市における重要課題を施策重点化の視点として整理した「第2次潟上市総合計画後期基本計画」や「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標実現を図るため、令和5年度においても、引き続き「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の3つの柱に据え、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

次に、令和5年度予算編成について申し上げます。

令和5年度当初予算の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ147億7,000万円で、前年度と比較して2億3,600万円、約1.6パーセント増となっております。

令和5年度の財政状況は、市税収入は増加しているものの、臨時財政対策債を含む地方交付税の減少が見込まれることから、依然として厳しい状況が続くものと予想しており、今後もプライマリーバランス黒字化継続のため、市債発行を抑制するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の集約化や廃止等を進めてまいります。

こうした状況の中、令和5年度潟上市重点施策推進方針に基づき、子育て世代への支援と働く場の創出などの施策・事業に注力し、「3つの力」を有機的、横断的に結び付けた、県内就職から結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた切れ目のない支援などのソフト事業に予算を集中的に配分しております。

また、新型コロナウイルス感染症の国内での感染確認から3年が経過し、社会経済活動との両立が着実に進み、徐々に平時を取り戻しつつあることから、ワクチン接種を含

む関連事業については、国の動向を注視し、必要に応じて補正予算により遺漏なく対応してまいります。

次に、令和5年度の重点施策等について申し上げます。

まずは、「稼げる力」の創造についてであります。

地域活力の源となる地域産業においては、先人から受け継がれてきた地域資源の活用や付加価値の向上による農林水産業の生産拡大に加え、雇用創出のための環境整備が必要であります。このため、就農促進と農業生産性の向上を目的に「稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金」では、農業用ドローン等を新たに対象に加え、農業DXにも対応した拡充を図るとともに、ドローン操縦技能習得支援として「ドローンオペレーター育成費補助金」を創設し、スマート農業の普及促進や収益性の高い水田農業と高収益作物への作付け転換を推進してまいります。

雇用促進対策については、新たに市役所内に「無料職業紹介所」を開設し、市内における求職・求人のマッチングを促し、市民の就業場所の確保と市内企業の人材不足の解消を図ることに加え、「潟上市企業移住者雇用イベント参加支援事業」を新設し、県外での人材確保を支援してまいります。

「創業支援補助金」では、女性や若者の支援枠の創設に加え、移住者枠の上限額引き上げによる拡充を図り、市内における創業者の増加を目指してまいります。

また、中小企業や個人事業所が抱える課題解決に向け、「中小企業等稼げる力創出事業」や「事業者ICT化支援事業」を継続的に実施することにより、市内事業者の経営基盤の強化を支援してまいります。

次に、「支える力」の創造についてであります。

人口減少や少子高齢化、核家族化が進展する中、地域住民相互のつながりが希薄化し、身近な地域内で支え合う機能が低下しており、子育てに対して不安を抱えている市民への対応が課題となっております。子どもたちの健やかな成長をライフステージに応じて応援するための「かたがみ未来子育て応援金」の支給や子どもの医療費自己負担分を助成する「福祉医療給付事業」を継続するほか、子育て支援センターの運営、ファミリーサポートセンター事業などにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進してまいります。

また、多胎妊産婦などを対象とした「産前産後サポート事業」や「子育て支援アプリオンライン相談事業」により、産前産後における外出や家事等を支援するとともに、新

たに「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を創設し、妊娠期から出産・子育て期までの支援体制の充実を図ってまいります。

本市では、女性の就業率上昇や一部地域での人口増加などにより、今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、施策や事業を有機的、横断的に結び付けることで、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を充実してまいります。

一方、65歳以上の方を対象として、新たに带状疱疹ワクチン接種費用を助成するほか、緊急通報体制整備事業により、一人暮らし等高齢者の緊急時の安全性と利便性を高めるなど、高齢者支援体制の強化を図ってまいります。

次に、「考える力」の創造についてであります。

少子高齢化による人口の減少と現下の厳しい行財政運営が今後も続くと想定されており、地域の特性を生かしたまちづくりや地域課題の解消など、複雑多様化する市民ニーズに柔軟に対応することが重要であると認識しております。このため、市職員自らが考え行動することはもとより、市民の積極的なまちづくりへの参画による対話と交流を通じ、互いに知恵を出し合い、取組を進めることが肝要であると考えております。

また、地域においては、自治会等の担い手不足など、地域が抱える課題は深刻化しており、単独での活動が困難となる組織が今後も増加すると想定しており、「地域づくりチャレンジ支援事業」を創設し、地域の実情に即した自治組織の在り方を検討しながら、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた取組を推進してまいります。

本市における様々なサービスの担い手である生産年齢人口が将来的に大きく減少することが見込まれる中、令和5年度を初年度とする「潟上市DX推進計画」に基づき、行政手続の簡素化や事務の効率化を図ってまいります。

デジタル技術を戦略的に活用することで、市税のコンビニ・スマホ・クレジット納付やWEB口座振替受付サービスの導入、母子手帳アプリによるオンライン相談など、市民の利便性の向上を図るとともに、複雑多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟に対応し、将来にわたり安定した市民サービスの維持に努めてまいります。

次に、特別会計予算及び企業会計予算について申し上げます。

特別会計予算及び企業会計予算の総額は116億7,637万4,000円で、前年度と比較して6億3,871万4,000円、約5.8パーセント増となっております。

このうち、社会保障関係の3特別会計予算総額は78億8,345万7,000円、企業会計の

うち水道事業会計の予算総額は20億3,764万円、下水道事業会計の予算総額は17億5,228万3,000円となっております。

以上が令和5年度の施政方針及び重点施策であります。

私は、市長に就任して以来一貫してふるさと潟上の将来を見据えた重点施策の柱として「稼げる力」「支える力」「考える力」の3つの力を視点として加え、「進化する潟上」の創造を目指し、市民が「幸せ」を実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進する、と申し上げてまいりました。そのためにも既存の施策や事業の見直しを大胆に実行し、限られたリソースの選択と集中により市政課題の解決を目指すとともに、主役である市民の皆様が目線に立ちながら、あらゆる場面において、しっかりと説明責任を果たし、市民と市議会、行政の協働による「進化する潟上」の創造に向け、全力で取り組む所存であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後も市政への一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

#### 【教育行政方針報告】

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政方針報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

教育の究極の目的は、人格の完成を目指し、社会を形成する一員として必要な資質を備えた心身共に健康な市民を育成することにあります。社会情勢や価値観が複雑化・多様化する今、「ウェルビーイング」の考え方が、今後の教育の核の一つになると捉えます。市民一人ひとりが幸せを感じ、その良好な状態が継続していると実感できるように、自己の向上に加え周りの人とのつながりの中で、共に創っていくという学びの視点を大切にしたいと考えております。

新型コロナウイルス禍における学校や地域の文化・スポーツ活動は、従来の取組を生かしつつ、見直しと新たな工夫を加えながら進めてまいりました。この過程を、教育の在り方の原点に立ち返るチャンスと受け止め、新しい生活様式のもとで持続可能な「文化の風薫る笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指し、次のとおり取り組んでまいります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

学校教育においては、子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨するこ



とを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えております。

国勢調査結果で見ますと、本市の総人口は減少し、小・中学校は小規模化が進行しており、教育環境や学校運営等に様々な影響を及ぼしております。

次の時代を担う子どもたちのために、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図っていく必要があるため、市教育委員会では、昨年12月に「潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本の方針」を策定いたしました。

本方針においては、東湖小学校と天王小学校を統合し、校舎は天王小学校を使用、統合の時期は令和7年度を目処とするとしております。学校統合に係る取組を進めるため、統合準備委員会（仮称）を設置し、統合に必要な諸事項や課題等についてご意見をお聞きしてまいります。

また、児童数の増加が見込まれている追分小学校については、令和5年度に1教室を増設するほか、今後の教室増設についても計画的に進めてまいります。さらに、10年後には3中学校のうち2校で、1学年1学級となる学年が生じる見込みであることから、義務教育学校や小中併設校など様々な学校の在り方について調査してまいります。

デジタル教材やタブレット端末を活用した学習の充実を図るため、市内小・中学校にICT支援員を配置するとともに、必要な家庭へのネットワーク機器の貸与や授業方法改善の工夫などの支援を継続してまいります。

小学校教育と幼児期の教育との円滑な接続のため、幼児教育アドバイザーを配置し、市内全ての就学前施設に対する指導や助言、保育者の専門性向上のため研修等を行うとともに、幼小連携合同研修会等を通じて互いの教育・保育について共通理解を図り、幼保小連携を推進してまいります。

障がいのある子どもたちに対する早期からの一貫した支援のため、教育支援アドバイザーを配置し、幼保小中の校種関連携による情報共有や相談体制の充実に努めてまいります。インクルーシブ教育の視点から適切な指導や必要な支援を全校体制で行うなど、学校の教育活動全体を通じた特別支援教育の推進に努めてまいります。

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野と思いやりの心をもって行動できる子どもたちを育むよう、本市の偉人・聖農石川理紀之助についての学びを充実させるなど、ふるさと教育やキャリア教育の充実を図ります。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、学校と地域との連携・協働を図ってまいります。

次に、生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の推進について申し上げます。

これまで、生涯学習及び社会教育の充実を目指し、市の最上位計画である「第2次潟上市総合計画後期基本計画」に基づいた「第3次生涯学習推進計画」に沿って、市民の生涯学習の機会の創出と情報発信、芸術文化の振興、青少年の健全育成など多岐にわたり展開してまいりました。

今後も、これまでの実績や成果、課題を踏まえた生涯学習及び生涯スポーツをさらに推進するため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次潟上市生涯学習推進計画」に基づき、本市の生涯学習及び社会教育の充実に努めてまいります。

生涯学習を含めた市民活動の拠点となる潟上市市民センター「かたりあん」を中心に天王・昭和・飯田川の各市民センター事業を推進し、各館の管理運営等を行うとともに、多様な読書ニーズに対応できる図書館環境を整備することで、市民が一層足を運びやすい公民館・図書館運営に努めます。

市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、スポーツフェスティバルをはじめ各種スポーツ大会を実施するほか、市内の体育施設の管理運営についても、市民がより安全に、より快適に利用できるようスポーツ環境の充実に努めてまいります。

中学校部活動の地域移行について、国では、少子高齢化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の改革に取り組むこととし、昨年、部活動のガイドラインを改訂しました。

本市でもこうした国の方針に則り、協議会等を開催しながら、本市の実状に応じた部活動の地域移行の在り方について検討し、地域と学校が協働連携しながら、子どもたちが引き続きスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう環境の整備を進めてまいります。

最後に、日頃から議員各位のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和5年度の教育行政の方針といたします。

○議長（小林 悟） これで施政方針、行政方針報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林 悟） 日程第5、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年2月6日 潟上市長 鈴木雄大

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和4年10月15日土曜日午前7時53分頃、東京都で開催される「ふるさと飯田川会」出席のため、秋田空港に向かっていた市長公用車が、天王東排水機場付近からクリーンセンター方向に走行中、対向車線の2トントラックとすれ違いざまに、ドアミラー同士が接触したものでございます。

市長公用車は右側ドアミラーの破損、相手方車両は右側ミラーとフロントガラスが破損しましたが、幸いにも双方にけが人はございませんでした。

なお、このたびの事故の責任割合は50対50で、損害賠償の額は13万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤議員。

○5番（佐藤義久） お尋ねしますが、双方走行中ということによろしいですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

両方の車両とも走行中でした。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） もう一点は、故障されて走行は不能だったと思いますが、その後の措置はどうされました。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどご報告いたしましたとおり、ドアミラー同士が破損したもので、走行できないわけではございませんでした。で、事故後の対応としては、警察の方に通報いたしまして、その後の事故の対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） いや、そうすると、自動車道は走っていけないでしょう。故障車で。ということまず1点。で、代行したのは公用車か確認します。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

事故の対応で警察等呼んで検証等もいたしました。その後、市長は空港の、飛行機の出発時間等もございましたので、ちょっと公用車の手配ができないということで、市長の奥様から空港まで送迎をしていただきました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、承認第1号 専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第8号））】

○議長（小林 悟） 次に、日程第6、承認第1号、専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年12月28日 潟上市長 鈴木雄大

補正予算の内容についてご説明いたします。

本日お配りいたしましたピンクの表紙の説明資料をお願いいたします。説明資料の2ページをお願いいたします。

2の補正予算の内容の(1)2款1項8目電子計算費、マイナンバー業務用機器更新事業184万円は、マイナンバー業務を取り扱うファイルサーバーを緊急に更新するものでございます。

昨年12月28日にマイナンバー業務を取り扱うファイルサーバーが不具合を起し接続できなくなったことから、今後、マイナンバー業務に影響を及ぼす恐れがあると判断し、安定した業務を継続するために更新したものでございます。

次に、(2)6款1項4目農地費、天王排水機場排水ポンプ更新事業985万4,000円は、天王排水機場の排水ポンプを緊急に更新するものでございます。

昨年12月23日に天王排水機場の排水ポンプが故障し、今後の天候等の状況によっては受益地である天王本郷地区の民地や田畑へ浸水する恐れがあると判断したため、更新するものでございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第7、承認第2号 専決処分の承認について(令和4年度潟上市一般会計補正予算(第9号))】

○議長(小林 悟) 次に、日程第7、承認第2号、専決処分の承認について(令和4年度潟上市一般会計補正予算(第9号))を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長(畠山 修) それでは、議案書の5ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年2月1日 潟上市長 鈴木雄大

補正予算の内容についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の3ページをお願いいたします。

2、補正予算の内容の8款2項1目道路維持費、除排雪事業1億5,000万円は、除排雪経費の増に対応するため、不足見込額を追加したものでございます。

次のページ、4ページをお願いします。

資料は専決処分した2月1日現在ですが、最新の2月20日現在の除排雪の状況について報告いたします。

12月に一部出動が1回、1月に一斉出動が1回、一部出動が5回、2月に一斉出動が2回、一部出動が9回でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩したいと思います。11時10分までお願いしたいと思います。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、議案第1号 潟上市債権管理条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第8、議案第1号、潟上市債権管理条例（案）についてを議題とします。

議案第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第1号、潟上市債権管理条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の5ページをお願いいたします。

本条例（案）は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、市の債権の管理の適正化を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

1つ目は、市の債権管理の基本的事項を定めるもので、市の債権を適正に管理するための台帳を整備するもの、及び、債権の管理に関する事務を効果的に処理するため債権者の情報を必要な限度で共有するものでございます。

2つ目は、債権放棄の要件を5項目にわたり規定するもので、非強制徴収公債権、及び、私債権のみに適用されるものでございます。

市税等の強制徴収公債権については、これまで同様、関係法令により対応するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第2号 潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第9、議案第2号、潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）についてを議題とします。

議案第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第2号、潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の6ページをお願いいたします。

本条例(案)は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求の手続等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容は、開示請求に係る写しの交付を受ける者に対する手数料を定めること、及び、実施機関が特に必要と認めるときは「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問できることを規定するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第3号 潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第10、議案第3号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長(千葉秀樹) それでは、議案第3号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の7ページをお願いいたします。

本条例(案)は、個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等を改めるとともに、規定を整備するものでございます。

主な内容は、所掌事務の変更で、「マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書に関する調査審議」を削除するもの、及び、委員の任期を2年から3年に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 主な内容の(1)マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書に関する調査審議を削除ということは、そうすると、調査審議をしないでね、どういうふう



にやっていくのかというふうな、まあ具体的な内容をお聞きしたいんですけれども。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

審査会のその調査審議が、番号法に関する調査審議がなくなるという理由でございますが、これにつきましては、審査会が行うマイナンバー法に基づく評価書に関する調査審議ということにつきましては、地方公共団体の人口規模がその個人番号を含んだ個人情報である特定個人情報ファイルを取り扱う職員の数によって必要とされる手続でございます。で、本市の人口規模及び職員数においては、今後、この手続が発生するという見込みがないということでございますので、この規定を所掌事務から削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、人口規模によってね調査審議をする必要ない、多ければ、人口が多ければ、この審議を必要とする委員が必要だと。人口規模が足りなければ、この委員での審査が必要ないと。それは職員があたるというふうな運びになりますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員が直接こう調査するというのではなくて、その審査会がこの調査審議をしなくなるというふうなことでございまして、この手続がまず発生する見込みがないということでございましたので、この部分を削除するものでございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、当市では人口規模が小さいので、調査審議をする必要がないということの解釈でいいんですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、藤原議員がおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ここにマイナンバー制度の特定個人情報保護評価書と、こうはっきり書いてるわけですが、現在、そのマイナンバーカードを作成したのは、まあ国の

方針によって、また5月末までいろいろ条件をつけてやるようではすけれども、このマイナンバー制度そのものに対する市の考え方はどういうふうになってるのか。国から来てるので、そのとおりしないと交付税の減額措置されるということで一生懸命マイナンバーを作れ、作れとっておるのか。最近の情報では、各国、世界各国ではマイナンバーカードはやめようと、これは全くよろしくない。なぜか。本当に個人情報全て官公に、まあまあ開けっぴろげになるわけですね。そういうふうなことは個人の情報を一番漏れるというふうに解釈し、各国ではいろんな大きな国がマイナンバー制度を推進しない、やめるという方向性があるけれども、当局はどう考えておりますか。まあ部長ではちょっとあれだから、市長でも副市長でもちょっと、国の言うとおりにやった方がいいと、そういう考えか、ちょっと個人情報のこここのところの文言についていろいろちょっと教えていただきたいくて、今、質問しました。お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

本、この条例改正（案）につきましては、直接マイナンバー法とは、マイナンバー制度そのものとは関係ない部分でございまして、この評価書というのは、マイナンバーを含んだ個人情報である特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、こう必要な措置を講ずる必要があります。具体的には、特定個人情報ファイルというのをどのように各市町村で事務をしているのかという記録を適切に保存しているかというふうなことでございまして、マイナンバー法とは直接関係ございませんので、その部分についてはお答えを差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林 悟） はい。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 今の総務部長の説明では、マイナンバーは関係ないということであれば、この言葉をカットすればいいんじゃないですか。これ議長、どういうふうに取り扱う、こういうことに取り扱い。質問者に対する当局の出した条例の言葉の文言の使い方、この辺はどう考えますか。議長の採決でひとつ当局の。この条例にマイナンバーが関係なければ、マイナンバー制度そのものを出さないで特定個人情報保護評価書に関するだけでいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。これは非常に広範囲なことを聞いているんですよ。市民にとってプラスマイナスの問題あるんですよ、これ。大きく見ると。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員の質問に、まあ提案している議案とは別ですけど、まず制度に関する私の所感という形で答弁させていただきたいと思います。

ご存じのとおり、マイナンバー制度については国の方で進めておりまして、昨年中は申請率や交付率の低い自治体に対しては、デジタル交付金等の交付要件を満たさない場合には交付はあり得ないとか、交付税が下がるだとか、いろいろお話がありました。まあいずれにしましても、秋田県自体がその時点では非常に交付率低い状況にございましたし、現在、その国の方でも様々、健康保険証の紐づけであるとか、マイナンバーを利用した行政サービスの在り方等も徐々に拡充されつつあります。また、本市においても、コンビニでの各種申請書類の交付であるとか納税であるとか、そういったサービスもありますので、現時点での私自身潟上市としては、まあ非常に他市町に遅れた部分もありますけれども、こういったそのマイナンバーの活用方策をまた広げていく上でカードの利用は進みますし、一方で、コロナ対策等の課題の一つとして、やはりこのデジタル化の遅れというのもございましたので、そういった意味においては、こうしたマイナンバーの取得を本市としても進めながら、やはり現在国の制度に合わせて市民の皆さんも活用していただけるというのが望ましいのかなという考えでおります。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 国から交付税をマイナンバー制度をしない、率の悪いところには減額するよというふうな、まあこれも一種のハラスメントだな、そういうふうなことを考えるとね、市民はこのメリットとデメリットについて本当によく理解しないまま、2万円のポイントを与えるからどうぞどうぞやってくださいというふうなことで一生懸命やるということは、本質から離れてね、この個人情報保護の審査そのものも大きく解釈していくとそういうふうなところに行き着いていくと思うんです。

以上、終わります。答弁できねえべ。

○議長（小林 悟） ほかに質疑。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） すいません。若干補足の答弁でございますけど、昨年、報道が先行して、非常に交付率が低ければ交付が対象にならないだとか下がるというお話ありました。これ実は昨年の東北の市長会の中で、国の方で説明者がまいりまして、話の中としては、やはりデジタル交付金でありますので、どうしてもマイナンバーを活用するであるとか、その普及することによってモデル事業だとか様々できるという部分がありまし

て、そういった意味で、やはり普及率の低いところではそういった事業の効果が出ないという意味合いで、まあそういった低いところには対象にならないといった話がちょっと行間にあるということも、私も最初、報道のときに、わっと、これはもう完全に国からの地方に対する嫌がらせだと思ったんですけども、まあそういったその東北市長会での説明を聞く中で、なるほどなど。ただ、本市に合うようなデジタル化については、計画をしっかりと策定すれば交付の対象になるということも国の方で確認しておりますので、その点は何とぞご理解のほど、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） お尋ねしますが、主な内容のところの（1）所掌事務の変更とあります。これ何項目あるんですか。

○議長（小林 悟） どうぞ。

○5番（佐藤義久） マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書に関する調査審議を削除と。これ全文削除するの。全文削除するとすれば、委員の任期、委員要らないでしょう。全文だとすれば。いやだから何項目あって、委員の任期、現行2年を3年にするということ。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この審査会の所掌事務といたしましては、1つが情報公開の諮問に応じて調査を審議すること。それから、諮問に応じた調査審議、それから、個人情報保護に関する諮問に関して調査審議をすること。それから、制度そのものについて調査を審議するということとでございます。先ほど話したその部分が1つ削除になるということとでございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○5番（佐藤義久） 何項目あるんだが。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問についてお答えいたします。

申し訳ございません。5項目ございまして、その中の、それでまず1つが削除されるということとでございます。で、所掌事務の内容は私が先ほど答弁したとおりでございます。

○5番（佐藤義久） 何項目のどこだか聞いているの。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

審査会の所掌事務としては5項目ございまして、その中の後ろにあるところの1つが削除されるというふうなことでございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○5番（佐藤義久） あとの4項目は残ってるので、審査委員会も残ってるっていうことですね。分かりました。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第11、議案第4号 潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第11、議案第4号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第4号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の8ページをお願いいたします。

本条例（案）は、地方公務員の定年引上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、勤続20年以上の定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例要件を改正するもので、現在は、定年年齢から15年を減じた年齢である45歳の職員が対象となっているものを、定年延長後も現行と同様に45歳の職員が応募できるようにするため、延長後の定年年齢である「65歳」から20年減じた年齢以上に改正するものでございます。

定年年齢については、段階的に延長されていくことから、経過措置を設け、当面、現行と同じ運用をするものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第12、議案第5号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第12、議案第5号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生 司) それでは、議案第5号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の9ページをお願いいたします。

本条例(案)は、健康保険法施行令等の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、出産育児一時金を48万8,000円に変更するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第13、議案第6号 潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第13、議案第6号、潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(筒井弥生) それでは、議案第6号、潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の10ページをお願いいたします。

本条例（案）は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、「子ども・子育て会議」及び「過料」について引用している規定を整理するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第14、議案第7号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第14、議案第7号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、議案第7号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

本条例（案）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除でございます。

なお、この条例の施行日でございますが、懲戒権の規定の削除は、公布の日、規定の整理については、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第15、議案第8号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第15、議案第8号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、議案第8号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお願いいたします。

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、施設を使用する乳幼児の安全確保についての規定を追加するもの、及び、懲戒権の規定を削除するものでございます。

参考にございますとおり、「自動車を運行する場合の所在の確認」の規定につきましては、昨年9月に静岡県で発生しました認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、新設するものでございます。

なお、この条例の施行日でございますが、懲戒権の規定の削除は、公布の日、施設を使用する乳幼児の安全確保についての規定は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第16、議案第9号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第16、議案第9号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、議案第9号、潟上市放課後児童



健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

本条例（案）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、施設を使用する児童の安全確保についての規定を追加するもの、及び、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため等の計画についての規定を追加するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第17、議案第10号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第17、議案第10号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第10号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

本条例（案）は、道路法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、潟上市の道路占用料の額を変更するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第18、議案第11号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第18、議案第11号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第11号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の15ページをお願いいたします。

本条例（案）は、民法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給水装置の新設等の申込みにおいて、管理者が必要と認めたときに提出を求めることができるものを明確化するものでございます。

民法の改正により、ライフライン設備設置・使用权を行使する際は、あらかじめその土地等の所有者及び現に使用している者に通知しなければならないとされたことから、給水装置の申込みの際に提出を求める書類に、その通知をした旨の誓約書を加えるものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 誓約書をまず作るということのようですけれども、誓約書に書いている内容ね破った場合に、どのような罰っていうか、違反、懲罰とかそういうふうなのがあるのか。お願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

民法の規定による誓約書を提出するということで、市の方で確認するわけですが、その使用する・しないの確認等については、個人同士の約束事となりますので、市の方でこれについて、それを破ったからどうのこうのというようなことはございません。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、その誓約書を破った場合に市の方ではどうのこうのというふうなことが今答弁の中で聞きましたけど、ないみたいなんですけれども、そうす

れば何のための誓約書なのかというふうなことだと思うんですよ。そこら辺、具体的にもう少し分かりやすくお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の条例におきましては、利害関係者の同意書ということを出していただいていたわけですが、それはまず使う人が土地を貸す方の人に貸してもいいです、あ、すいません、土地を貸す人が借りる人に対して使ってもいいですよということを出していただいていたわけですが、今回、民法が改正にされたことによって、使用する人がその土地の所有者に対して通知しなければならないというふうな規定になりましたので、誓約書というのは、その使用者が所有者に対して通知しましたというものを誓約書で提出していただくということで、この通知したということを確認するという意味で、市の方では誓約書を提出していただいていると。で、個人、所有者と土地を借りる人の関係については、個人同士の話で貸す貸さないということになりますので、そこら辺は市の方としてそれに話すことはできないわけですが、この今回の民法の規定では、最低限このライフラインを引くために必要な土地については、こう使用させなさいというふうなことになっておりますので、その点において、この誓約書を提出させるということにいたしました。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 確認だけでも、現行のまま、例えば工事、例えば改良工事するとかどうかというときは、改めてこの土地のその使用者に対して通知しなきゃならないのか。あるいは、現行のままですとやってる人もそういうふうに通じしなきゃならないのか。その辺はどうなんですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

民法の改正につきましては、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及びほかの土地を現に使用している者に通知しなければならないということですので、当然、改良してほかの土地を掘り返すということになれば、通知しなければならないということになるかと思っております。

○議長（小林 悟） はい。

○13番（西村 武） そういう例がまず現在でもたくさんあるわけですよ。ですから、それを現行のままの人、手かけない人は別に通知しなくてもいいんじゃないですか。ということを聞いているの。その辺のところはどうでしょうか。

○建設部長（畠山 修） もう一度他人の土地を掘り返すということであれば、やはり…。

○13番（西村 武） そういう人は要らないでしょうということ。

○建設部長（畠山 修） 既存の埋設されてるものについては、現行のとおりでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

皆さんお諮りします。お昼にもうなりそうなので、この後、休憩したいと思います。

1時半まで、昼食のため暫時休憩したいと思います。1時半まで。お願いします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） それでは、休憩以前に引き続き会議を開きます。

【日程第19、議案第12号 潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第19、議案第12号、潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）についてを議題とします。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第12号、潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の16ページをお願いいたします。

本条例（案）は、豊川地区の農業集落排水を下水道へ接続替えすることによる農業集落排水処理事業の廃止に伴い、当該事業用施設及び分担金を廃止等するものでございま

す。

主な内容は、「昭和豊川地区農業集落排水処理施設」の廃止、「潟上市農業集落排水事業分担金」の廃止でございます。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今説明をお聞きしましたところ、下水道施設に変更というふうなことのようなんですけれども、そうすると、特別、施設の中の改修とかそういうふうなことはないと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

最後、清掃等は行いますけれども、施設の改修等はございません。

以上です。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第20、議案第13号 潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第20、議案第13号、潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） それでは、議案第13号、潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の17ページをお願いいたします。

本条例（案）は、施設の老朽化に伴い、当該施設を廃止するものでございます。

飯田川ふれあいの家は、昭和45年に建設、築53年が経過しております。永きにわたり地域の皆様に利用されてきましたが、近年は老朽化が著しく、本年度をもって同施設の供用を終了することといたしました。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第21、議案第14号 第2次潟上市環境基本計画（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第21、議案第14号、第2次潟上市環境基本計画（案）についてを議題とします。

議案第14号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第14号、第2次潟上市環境基本計画（案）についてご説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

本計画（案）は、現行の潟上市環境基本計画の期間が本年度をもって満了となるため、令和5年度を初年度とする「第2次潟上市環境基本計画」を定めるものでございます。

本計画（案）の目的でございますが、潟上市環境基本条例の基本理念に基づき、「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保する」ことを目的として、環境の保全に関する目標、施策の方向について定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されま

した。

【日程第22、議案第15号 権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第22、議案第15号、権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）を議題とします。

議案第15号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第15号、権利の放棄（市営住宅使用料に係る債権）についてご説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

本案件は、市営住宅使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

放棄の金額は、316万6,940円でございます。

件数は、272件8人分でございます。

内訳は、放棄する理由が死亡・行方不明等によるものが251件7人分で275万7,500円、破産によるものが21件1人分で40万9,440円でございます。

なお、本定例会に、議案第1号、債権管理条例（案）が提案されております。この債権管理条例の制定に合わせて、将来も収納が見込めない債権を放棄し、債権の管理の適正化を図るものでございます。

今後は、費用対効果を考慮しつつ、徴収事務の見直しや改善に取り組み、なお一層の収納率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第23、議案第16号 権利の放棄について（水道料金及びメーター使用料に係る債権）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第23、議案第16号、権利の放棄について（水道料金及びメーター使用料に係る債権）を議題とします。

議案第16号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第16号、権利の放棄（水道料金及びメーター使

用料に係る債権)についてご説明いたします。

説明資料の20ページをお願いいたします。

本案件は、水道料金及びメーター使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する金額は1,846万4,369円、件数は5,120件で、対象人数は710人でございます。

放棄に至った理由別では、生活困窮48人、破産4人、死亡・行方不明等が658人でございます。

先ほども申し述べましたが、今後は、費用対効果を考慮しつつ、徴収事務の見直しや改善に取り組み、なお一層の収納率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 債権を放棄する。先般、市政協議会で縷々説明をいただきましたけれども、この当市は、将来にわたって水道事業に対してどういう考えをもってるのか。例えば先般の定例会においては、水道事業に関するいろいろ委員会を設けて料金の改定をするという方向づけをしておりますけれども、その際の試算の基になるのに、この債権を放棄する1,864万円は、基礎的数値の参考資料になってて、料金を値上げするんだからこの部分を切り捨てて立米当たりの単価を出すというふうな方向性をもってるか、その辺の考えをお聞きしたいということと、まあこれもちよっと言い過ぎかもしれませんが、世界各国では、水、飲料水を蛇口をひねって飲めるのは、世界各国で何か国ありますか。まあ、日本はおかげさんで蛇口をひねれば飲料水が飲めるというふうになってるけども、この水を求めて世界の各国は既に争いを始めているわけです。そうすると、いずれこの料金を改定をする段階で、一般企業に水道の、まあ売り買いをする権利を与え、事業を当該当局の財政財務上を軽くするというふうな方向性があるのかどうか。というのは、日本全国で何市かにおいて水道の権利を会社に売って、不良債権は当市が請け負うと、そういう事例もあって、まあ水道事業を一般に開放するのはよくないというふうに、その方向性は分からないけれども、その辺について市長はというふうにご考えておるか、見解をお聞きしたいと思います。

以上。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員の質問にお答えします。



まず1点目のお話からさせていただきますと、まず当市の水道事業につきましては、公営企業法に基づく公営企業であります。当然のことながら市民のライフラインを確保するための事業でございますので、今後も当然、将来的な見直しの中で市として事業を継続していく考えでございますので、現時点でのアウトソーシング、外部委託というものは検討の俎上にはあがっておりません。

また、料金改定につきましては、今後の見直しの中で具体的なものを検討してまいりますので、現時点で詳細までお答えすることはできませんので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 担当の部長からの答弁でなくて市長自らご答弁をされたようですが、これで方向性は、今はアウトソーシングには出さないということと、よい水の供給については今後いろいろ検討をして出していきたいということですので、一応この場はそれで終わるかなとは思いますが、将来的に考えてやはり今の私の発言については留意をしていただきたいと思います。ということと、さらには、現在、児玉地区に水源地を求めて工事をされておる。日々一生懸命進捗しているようですが、6年度までかかって事業を終わるということで、その概要は昨年来の予算で額は示されておりますけれども、いついつまでどういうふうな水道の供給の体制をとる、そういうその時系列な計画や、どの工事にどれくらいお金がかかるんだというのは、私どもに示されておらない。そういう概略のところは、まあいろいろ先般の市政協議会においてもカラフルな資料も出したりしてるのもあるんですけども、17億も8億もかかる事業の3か年計画書なんていうのはないということ自体が不思議でならない。1事業所がもう勝手にではないけども、他の土地を借りて事務所を建てている状況もあるわけですよ。だからそういうまあ市民の方は、一般市民の方はよく分からないと思うんですけども、その辺はどうですか。部長でいいや、部長。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体の工事費、事業費につきましては、継続費の中で前回の議会の際に増額ということで16億円程度にさせていただきました。で、各それぞれの金額、建築工事であったり、配水池の工事であったりの予算につきましては、予算書の方にそれぞれ載っておりますので、今ちょっと手元に資料がございませんので、予算のときにこう説明できるか

と思います。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） あのですね、ですからそこまでは結構ですけども、この1,846万某のお金は、改定の算定の基礎になるということで切り捨てごめんということですか。身軽になっておくだということですか。それはちょっとね、あなた方が今まで業務を遂行して、これだけのものだけじゃないんだ。まだいっぱいあるんだよ。そこをどういうふうに見極めるのか。今、この3月議会でこれが通れば、ああよかったということになるのか。よかったと言いますと言ってください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えします。

今回債権放棄する1,800万円についてですけれども、水道会計の場合には毎年度の決算のときに引き当てとして毎年度処理しておりますので、この1,800万円については、もう返ってこないというものとして今後の計画を立てております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） はい、どうぞ。

○4番（戸田俊樹） 4回目だ。いいか。

○議長（小林 悟） いいよ。

○4番（戸田俊樹） まあ損益の引当金をしてると。ですからいいんだと。そのお考えはいかがなものかなと思って終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今回1,846万4,369円を債権放棄するというふうなことのようですけども、これは何年間の積み重ねによるものかということと、あとは、こういうふうな債権放棄については、何年ごとに見直しして一括して債権の放棄を決定するのか。そこら辺の取組はどのようにお考えですか。1年ごとですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

今回債権放棄する予定の水道料金につきましては、平成15年度から平成31年度までのものでございます。

今後のことにつきましては、債権管理条例が制定されたときには債権管理条例に則って債権放棄の報告をするということになるろうかと思っております。

年度につきましては、毎年、債権管理条例ができた暁には、あるものは毎年報告したいと思っております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まあ今回のものについては、平成15年から31年までというふうなことのようですけれども、今後は1年ごとに、1年ごとになるとすればね、やはり債権放棄しなくてもいいのではないかというふうないろいろな事象も出てくると思いますのでね、とれるものはやはりいただいて、水道事業の方に収入入れてもらう。安易にやはりそういうふうなことはね、してもらいたくはないと思うんですけれども、ここにあがっている生活困難、破産、死亡・行方不明等をやはり早くねキャッチして収入の方をしっかりやってもらいたいと思うんですが、そこら辺はどうですか。取組。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

藤原議員がおっしゃったとおり、安易にその債権を放棄するという事は厳に慎まなければいけないことですので、ここに理由として挙げられている死亡・行方不明であったり、生活困窮、破産等の特別な事情が発生した場合にのみ債権を放棄していくということですので、これからも徴収率の向上には努めてまいります。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 説明資料の51ページですけれども、死亡・行方不明とありますけれども、さきの協議会の説明では死亡者数は1割にも満たなかったと思いますけれども、行方不明になった方、これはどういう理由で行方不明だということを判断してここに載せているのでしょうか。例えば住所地に住んでいないとか、そういう形でしょうか。確認したいのでお願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

行方不明の理由ですけれども、アパート等借りていていなくなってしまうということがほとんどでございます。で、もちろん住所地の方には郵送して請求するわけですが、宛先不明等で戻ってくるものがございまして、何度かこう郵送したものが戻ってきた場合には、宛先不明と、あ、すいません、行方不明ということで処理させていただいております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今、デジタル化の時代と言われてますけども、例えば携帯電話の番号が分かれば、ショートメールとかでこの催促の通知を出すことはできると思うんですけども、市ではそのようなことを実施されているのでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ショートメールについては実施しておりませんが、電話番号はこちらの方で分かっておりますので、そちらの方には何度かかけております。で、出る場合もございますし、拒否されてるということで出ないという場合もありまして、電話と郵便物を両方やって、その上で行方不明というふうに判断しております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） まずお尋ねしたいんですが、付託するのは産業建設だと、所管ね、の方に所管、付託すると。でもまず議会運営委員会では連合審査ということをして全会一致で確認し、そのことを今日報告しました。議会の報告でなく委員会の報告で。で、私たまたま総務委員なので、連合審査となれば当然委員会審査できるわけですので、今日ここで今質問するってことはふさわしくないね。その辺の判断どうですか。関係なくやってもいいですか。

○議長（小林 悟） 質問はできます。どうぞ。

○7番（堀井克見） 質問できる。

○議長（小林 悟） うん。

○7番（堀井克見） 要するに連合審査ということも前提になってもできるんですか。いい。

○議長（小林 悟） まだ決定はしておりません。委員長同士の話し合いとか協議の案件で、それで決まればそうなる。

○7番（堀井克見） 最終的に確認してないので、やるという方向では議会運営委員会では全会一致決めてるけれども、まだ最終的な決定ではないという捉え方ですね。

○議長（小林 悟） はい。

○7番（堀井克見） 議長としては連合審査ということをして当然奨励するということの基本的な考え方でよろしいすな。そこらはね。

○議長（小林 悟） はい、どうぞ。

- 7番（堀井克見） いいんだすな。
- 議長（小林 悟） そのとおりです。
- 7番（堀井克見） えっ。いいんだすな。
- 議長（小林 悟） はい。
- 7番（堀井克見） 今、こういういろいろ質問あったわけですが、重複してもあれですので、16年間にわたって、15年から31年って言ったよね。そのものだと。まあ15年か16年の累積だというふうな捉え方ができると思うんですよね、この今回の債権放棄ね。で、普通に考えれば、この16年間という相当長きにわたって何でこれ放置されてきたのかなど。単純にやはりそういうふうな疑問をもちざるを得ません。で、水というのはやはりね生命に直結することなので、様々な要因があるということは、この間の市政協議会の中でも部長の方から説明あったんですが、それにしてもこっだけやはり累積して、こんな長期間にわたって放置されたと。しかも件数がね、まあいろんな理由があるにしても5,120件という、まさに驚くだけのね件数なわけですよ。で、これをまずその平たく見れば、なぜこういうふうなことが発生したのかということが一つ。で、一方においては、今回午前中の本会議でも案件としてあがりましてけども、潟上市の債権管理条例というものを作るんだと。で、もう4月1日から可決されればという前提があるわけですよ。で、私はやはりね、こういうものというのは、まあ条例は条例として必要な時代に入ってきたのかなどということは感じますよ。しかしながら、この条例を設置する、同じ議会で同じ会期でね、もう莫大な件数と、それから金額の財産の放棄、一括してね提案してくる、この手法というのが、これ何かね意図がね、あるのかないのか。私はやはりね、順序として債権管理条例というものをきちっと作ってね、その上で丁寧っていうかしっかりとね、この内容、債権の額、あるいは件数、理由等々を精査をし、その上で段階的に進めていってもいいんじゃないかと。で、まあ水道料金とか前のね住宅使用料もそうなんです、まさに潟上市の債権としてあるわけで、収入をね放棄するという事なので、市政運営全体にも大きな影響を与える。で、これだけじゃない。この後も出てくるということになればですよ、私はやはりそこは慎重に手順を踏んでプロセスを経ながらやっていかなければならないものだと。言ってみれば一括してこう上程してくるという当局のスタンス、なかなか理解できません。で、これは、なぜこういうふうな形で、まあ一丁あがりってば、ちょっときついかもしれませんが、設置条例と放棄条例と一括してやる、一丁あがりでするというふうな形にも見えますので、そこらはやはり手

順踏んで一つ一つやっていくというのが私は基本じゃないかなと。で、要は、この水とはいえ、住宅使用料とはいえ、これね市民サイドから見れば、こんだけの何千万というね、いただけるものを放棄するということは、これでいいんだかと。公平・平等というものの原則からいってもね、これでいいんだかというふうな私は疑問をもつと思いますよ。で、今後、水道であれ、住宅行政であれ、推し進めていく中で、条例もできたし、払えなくなれば簡単に放棄という形の処理をしてくれるんじゃないかという、そうではないにしても、そういうふうなことが流布されたり、市民がそういう受け方をするということは、私、非常に怖いことだと。場合によっては税金とか国保にも及んでくるんじゃないかなということすら懸念されます。ですから、これらをね、やはり総合的に勘案されて恐らくこの一括提案という形、まあ一括というか提案されてると思うんですが、会期中にね。どうも私はね、あなた方のやり方が、16年もかかったものを一気にこのね1週間か2週間かでもね一丁あがりにしたという考え方そのものが、公共料金等々からいって私はやはり簡単にいただけるものではないんじゃないかなと。議会だってね、これに同意与えればね、はっきり言って当局はもとより我々も市民からね、ある意味ではその責任問われますよ。あなた方の管理なり、チェックも甘かったんじゃないかと。そうしたときに説明のしようがない、実態として。ですから、ここら部分のね、やはり不安要素というかリスクというものはどういうふうにして我々は解消していいのか。で、あなた方当局としてどういうふうにして市民に発信していくのか。そこらのやはりきちっとしたコンセンサスを得てからでも私はいいいんじゃないかなということ強く申し上げたい。ですから、今この時点において判断するとかしないとかということは軽々にはできるものではない。そういう内容の今回の議案だなというふうに思ってます。まあそれに対するお答えと、それから、潟上市には当然財政の健全な運営を図るために監査委員というものが法律に定められておって、民間と議会代表がいて、いちいち月例監査とか決算監査を当然ずっと行ってきた。これからもやられていくと思う。で、こういうときに、この潟上市の決算、監査委員に、まずね我々議会にこういう提案する前に、それが任務としてやってる監査委員ですから、どういう形で監査委員にお示しをし、監査委員はどういうチェックをし、どういう判断をされてね監査委員の了を得たと、了解得たと、あるいはまた許可をもらったと、あるいはまた理解いただいたというふうな前提のもとでこういうものを出してきてるのか。よもや監査委員の方でほとんどチェックしていないということはないでしょうね。監査委員の任務がそこですから、これのみならず公

金のね執行の際のチェック、ですからそこまで詳しく、いつどのぐらいのね頻度でどこまでチェックされて、どういう結論出したのか。監査委員報告の中で数字だけねあるから、この間の議会、市政協議会では監査委員報告の中であつたのでね、まあはっきり言えば切るんだと、放棄するんだというふうなニュアンスの話はあつたが、それとは全く違って実務的にどれぐらいやられてあつたのか。その結果どういうふうなことの指摘を受けたのか。そして今回の提案に経緯に至つたのか。そこら辺、まず詳しくご説明願えますか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず15年からずっとそのままにしてきてというお話ですけれども、まず考え方としては、これまで債権が水道料金については消滅しないために、安易に債権放棄や免除を認めるべきではないというふうな考え方がございまして、現実的には回収の見込みがないものも含めて債権として管理してきたものでございます。で、令和3年度の決算審査において、監査委員の方から、債権管理を適切に行うことと、公正かつ効率的に不納欠損処理が実施できる環境を整備に取り組むため債権管理条例等の制定・検討について意見をいただいたことから、今回この債権管理条例を提案したものでございます。で、債権管理条例はこれから発生するものにつきましてはそうですけれども、過去のものについてはやはり単行案として処理しないといけないということもございまして、今回権利の放棄の議案を提出させていただきました。

この1,846万円という金額につきましては、まあ少ない金額ではないといえますのはそのとおりだと思います。で、現在、その潟上市の水道事業について申し上げますと、年間大体5億円ほどの収入がございまして、毎年こう引き当てしたりしてる金額というのは、まあ毎年変動するわけですけれども、50万から100万ぐらいの間ということで、0.1パーセントから0.2パーセントがこう収入できていないというふうなことになっております。それにつきましては、0.1パーセントだからいいとかということではありませんけれども、やはりそこはこれからは、債権管理条例ができた暁にはそれに基づいてやっていきますし、これからも給水停止等、不公平のないよう事業を実施して徴収に努めていくということは当然のことだと考えております。

あともう一つですけれども、この債権につきましては、毎年監査の方では報告しておりますので、毎年この金額がこれぐらいありますという話は報告しているところでござ

います。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） まず1点目ですが、その15年、16年のものはね、条例設置しても言ってみれば対象にならないんだと。ですから、古いものはこの際、条例設置というむしろタイミングでそれを放棄するだというふうに聞こえました。でね、こういうものの発想が15年間もね塩漬けというかね、累積されたというそのものは行政のスタンスとしてどうなのか。まあ1パーセント、0.1だったか、1パーセント、50件ね。そういう発想じゃなくして、やはり毎年度きちっとこういうものは俎上にあげてね知恵を出し合う、あるいはまた努力の方ね、状況というものを我々にも披瀝して、そしてやはりあたっていく。で、これははっきり言って畠山部長とかね、隣にいる渋谷課長、あなた方だけの責任ではないんだ。まさに行政の体質っていうかね、その中でやはり問われる問題だろうと。で、そこがね、どうも今の部長の説明だけでは納得しがたい。なぜかってば、うん千万っていう放棄するわけだから、納得できるだろうか、私ども含めて市民も。とれない、とれない、死亡とか行方不明だったって、それもね言葉ではそういう説明されますが、分かりませんよ、はっきり言って実態、私どもは。監査委員だってそのとおりですよ。何件ありましたって、それ以上の深掘りしないとなれば。ただ、まさにね紙見て、そうですか程度の話で、内容チェックなんてしてないということでしょう、逆に言えば。件数だけはチェックするでしょうがね。やはりそこがね大変な問題だし、基本的に負担をいただくという市民側に立った場合、まあ正直者はばかじゃないけど、使ったものとか使用したものは当然払わなきゃならないけれども、そういう風潮されたり、まん延していくということに対してのね耐えられるのかというふうな心配、私はね拭えないと思う。ですから、今ね設置条例後にはこれからは厳格にということですが、設置条例できたってできなくたって死亡するものは死亡するし、失踪するものは失踪するし、破産するものは破産しますよ。設置、4月1日からその設置条例のね施行なるでしょうが、言ってみれば内部の体質なんてそんなに変わるはずないでしょうと、私はそう思う。世知辛い世の中になってきてるし。ですから、設置条例をね、まあ条例を設置する。で、今後新しくやっていくというものの考え方と、これを今まで累積させてね、ここまで積み上がった。5千何件って驚くべき数字でしょう、これははっきり言って。今まで分かりませんでしたよ、私どもは。これに対する責任っていえばちょっときついかもしれません



が、素直にやはりこれはね、きちんとあなた方もっと開陳をして、一つ一つってばもっと細かくね、その種類種類ごとに仕分けをして、そして我々議決機関である議員に対してね説明責任あると思う。で、我々も、まあ今、連合審査という形の中でね、今、これから常任委員会に付託されてウイングを広げて掘り下げてやりますけれども、でないかね、まあ安易とはいきませんがね、分かりましたとね、5千何人分、数百万。31年度以降もだつてあるでしょう、恐らくね。これをね、まあ簡単にとは言わないけれども、認めるわけにはいかないのはね、まあ納得しないと。だから私はそんなに拙速にやらなくてもいいから、新しい条例は条例でいいんだ。仮にね。だけれども、この部分においては、やはりせめて令和4年度の決算であるこの秋の決算議会までにきちっともう一度改めて監査委員のチェックを受ける。で、監査委員から専門の職としての方向をね議会の方に提示いただく。で、我々もそれを基本にして議会議員としてのチェック機能を果たす、議員そのものが。その上でないと、この債権をね放棄するってことは安易にできる話じゃないと、私は強く思ってますよ。ですからね、説明は説明として聞いたしね、万やむを得ないところもあるかなと思ったけれども、監査のチェック体制のはっきり言えば甘さ、そしてここまでの累積の数字、件数等々、ここでやはりね踏ん切りつけるにしても簡単に議決機関がね良しというわけにはいかない、はっきり言って。ですから、まああと恐らくね同僚議員もいろんなこと伺いましたから、大体そういうふうなことに、何ていうか、答弁された部長の思いも伝わってきてますけれども、もっと掘り下げて、さらに深くやって、そして連合審査で分からないところは問いただし、教えていただく、監査委員のチェックもそういうきちとした手順、プロセスを経て、そしてやるべきだと。はっきり申し上げて、これはね今回の議会で一気にね議会さね数字と件数だけね報告してよかろうという全く代物ではないということを、私、強く申し上げます。

あと、これ以上の質疑については、委員会付託になりますので連合審査の中で部長と当局の方に詳しく、しっかりとお尋ねしたいと思しますので、その切また懇切丁寧な提案理由の説明なりをいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

委員会等では丁寧にご説明していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） まず債権の放棄についてですけれども、今回のその放棄の理由と

いうのは生活困窮者、破産、死亡・行方不明ですね、こういうことでまず回収不能というようにことでまず放棄すると、こういうことだと説明を受けておりますが、そういう中で例えば、回収不能なものをね放置しておきますと、例えば国・県からのそういう補助金、助成金とかありますけれども、そういうものには影響していくものかどうか。その辺のところをひとつお答えください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金等に制約を受けるものではございません。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、議案書の方の51ページから56ページまで、死亡・行方不明等のためというところで、まあ債権者1人当たりに対して件数が最大で62件という額が、件数があがってるんですけども、こうばあっと見ると1桁のものもあれば、あと著しく60件とか50件とかっていう件数のこの差ってというのはどうして生まれたものなのかを教えてほしいんですけど。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この件数ですけれども、水道料金につきましては毎月請求をしているということもございまして、1か月に請求したものが1件ということで、ここに書かれているものは月数と考えていただいてよろしいかと思えます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） であれば、この62件だったり70件だったりってというのは、今までその平成15年からずっと蓄積されてきた月年数ということなんだと思ったんですけども、まあそこまでずっと、まあ死亡したであれば気づきますよね。行方不明の方たちがこういうふうな件数になっているということなんでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道月数ですけれども、給水停止をした時点で全額を回収できればたまっていかないわけですけれども、やはり水というのは人間にとって生きていくために必要なものですので、やはり一部こう納入していただいたり、分納誓約していただいたものについては開栓をしております。で、一度開栓して納めるわけですけれども、その後またこう料金

が滞って行って、また給水停止を行うと。で、また一部こう納めていただければ開栓してるといふことで、途中途中こう納まってる部分はあるわけですがけれども、それがたまって行って最後に行方不明になったり、こう様々な事情で回収できなくなったということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 議案16号に直接ついてではないんですが、今のお話出ましたので、ちょっと議長と事務局長にお伺いしたいんですが、先ほどの議員のそれぞれ意見の中から連合審査っていうふうな言葉出てきましたけれども、勉強不足で大変申し訳ありません。私たちの議会っていうのは常任委員会制度をとってますけれども、その連合審査ができる根拠っていうのは、あるいはガイドラインっていうのはどういうものがあるのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時24分 休憩

.....  
午後 2時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第24、議案第17号 市道路線の認定、廃止及び変更について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第24、議案第17号、市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

議案第17号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第17号、市道路線の認定、廃止及び変更についてご説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

本案件は、市道路線の認定、廃止及び変更について、議会の議決を求めるものでございます。

新たに認定する路線は3路線、廃止する路線は1路線でございます。全て開発行為

(宅地造成)に伴い、新設、廃止された道路でございます。

また、変更する5路線は、既に潟上市道に認定されている路線で、側溝改良工事等による道路部面積の変更によるものでございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

皆様にお諮りします。暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) それでは、45分まで休憩します。

午後 2時32分 休憩

.....  
午後 2時45分 再開

○議長(小林 悟) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

【日程第25、議案第18号 令和4年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)について から 日程第33、議案第26号 令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)について】

○議長(小林 悟) 日程第25、議案第18号、令和4年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)についてから日程第33、議案第26号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)についてまでを一括議題とします。

議案第18号から議案第26号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長(千葉秀樹) それでは、令和4年度3月補正予算(案)の大綱についてご説明いたします。

説明資料の24ページをお願いいたします。

はじめに、予算規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額170億6,977万5,000円、補正額897万2,000円の減額で、補正後の額170億6,080万3,000円で、前年度3月補正後の予算との対比は8億7,749万5,000円、4.9パーセントの減でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が5,315万5,000円の減額、一般財源が4,418万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は7つの会計合計で2億1,058万3,000円、3の企業会計は、補正額791万7,000円で、主なものは財政調整基金の積み立てでございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

1の「稼げる力」の創造の(1)低コスト技術等導入支援事業617万円は、農業者所得の維持・向上のため、スマート技術等を活用した省人化・低コスト化に必要な機械・設備を導入するものでございます。事業内容は、省人化・低コスト化に必要な機械の導入補助でございます。

2の「支える力」の創造の(1)地域生活支援事業等353万7,000円は、障がいのある方が地域の中で自立した日常・社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを受けるための費用を支給するもので、実績見込みによるものでございます。

(2)新規事業であります伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業2,867万2,000円は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師や助産師が妊娠期から出産・子育てまで伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うものでございます。

①伴走型相談支援467万2,000円は、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援へつなげていくものでございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。

②出産・子育て応援給付金2,400万円は、伴走型相談支援の実効性をより高めるために経済的支援を一体的に行うもので、妊娠届出時の面談後に妊婦1人5万円、出生届出時の面談後に子ども1人5万円を支給するものでございます。

Ⅱのその他の(1)基金積立金は一般会計に係る積立金で、主なものは、①財政調整基金積立金1億204万6,000円でございます。

参考までに、令和4年度末財政調整基金残高見込額は、16億6,042万2,000円でございます。

(2)各特別会計基金積立金は2億1,243万1,000円で、主なものは、①の国民健康保険財政調整基金積立金1億4,387万7,000円でございます。

(3) 火葬場使用助成事業113万1,000円は、市民負担の軽減を図るため、火葬場の利用に係る費用を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

(4) 粗大ごみ収集運搬事業101万3,000円は、市内におけるごみの適正処理を推進するため粗大ごみを収集運搬するもので、実績見込みによるものでございます。

次の28ページをお願いいたします。

(5) 公共施設等の光熱水費等高騰対応948万1,000円は、エネルギー価格高騰により、公共施設の光熱水費及び指定管理施設の指定管理料を増額するもので、内訳は表に記載のとおりでございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

繰越明許費補正は追加9件、変更1件、債務負担行為補正1件、地方債補正5件を計上しており、内容は資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

申し訳ございません。ちょっと間違っただけでございます。

令和4年度の財政調整基金残高見込額は、18億6,042万2,000円で、正しくはそういうことでございました。どうも失礼しました。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第34、議案第27号 令和5年度潟上市一般会計予算（案）について から 日程第42、議案第35号 令和5年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第34、議案第27号、令和5年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第42、議案第35号、令和5年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第27号から議案第35号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、令和5年度潟上市予算の大綱についてご説明いたします。

別冊の資料「令和5年度当初予算概要」をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

Iの当初予算の規模でございますが、令和5年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも147億7,000万円で、前年度と比較し、2億3,600万円、1.6パーセント増でございます。

令和5年度当初予算は、令和5年度潟上市重点施策推進方針に基づき、ふるさと潟上の活力を担う「稼げる力」「支える力」「考える力」の3つの力により、「第2次潟上市総合計画後期基本計画」に位置付けられた「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標を実現するため、特に産業振興や労働生産性の向上と子育て世代への支援、定住・移住推進など、施策・事業に注力した予算としております。

令和5年度予算では、「進化する潟上」を目指し、3つの力を創造するため、県内就職から結婚、妊娠、出産、子育てというライフステージに応じた切れ目のない支援で若者や子育て世代を後押しするとともに、帯状疱疹ワクチン助成や一人暮らし高齢者の見守りなど、高齢者の元気な暮らしを守る事業を展開してまいります。また、市内事業者への支援や職業紹介所の開設などにより雇用を確保し、職住環境を向上させ、定住・移住希望者にも積極的に支援する等のソフト事業を充実させております。

普通建設事業については、プライマリーバランス黒字化継続のため、市債発行額を元利償還金の2分の1程度としながらも、企業誘致に係る市道改良事業を本格化させるほか、雨水排水対策や市道の補修・改良を堅実に進める予算としております。公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づく廃止・解体を引き続き進めてまいります。

2ページをお願いいたします。

(1) 歳入についてご説明いたします。

1款市税は28億2,309万6,000円、前年度比0.4パーセント増でございます。

2款地方譲与税は1億4,180万円、前年度比0.33パーセント減でございます。

7款地方消費税交付金は7億8,000万円、前年度比8.3パーセント増でございます。

10款地方交付税は60億261万2,000円、前年度比0.2パーセント減でございます。

14款国庫支出金は18億5,899万2,000円、前年度比15.4パーセント減でございます。

15款県支出金は10億578万7,000円、前年度比2.8パーセント増でございます。

18款繰入金は7億6,074万1,000円、前年度比88.6パーセント増でございます。

21款市債は5億1,671万5,000円、前年度比3.6パーセント増でございます。

増減の主なものは、臨時財政対策債が前年度比1億3,018万5,000円の減、道路整備事業債が前年度比4,820万円の増、水道会計出資債が3,330万円の増でございます。

4ページをお願いいたします。

(2) 歳出の目的別予算の主なものについてご説明いたします。

1款議会費は1億7,065万8,000円、前年度比0.3パーセント減でございます。

2 款総務費は14億8,007万2,000円、前年度比8.9パーセント減でございます。  
3 款民生費は60億3,730万3,000円、前年度比3.1パーセント増でございます。  
4 款衛生費は10億3,459万2,000円、前年度比6.5パーセント減でございます。  
6 款農林水産業費は3億4,614万8,000円、前年度比9.2パーセント増でございます。  
7 款商工費は4億4,059万9,000円、前年度比8.8パーセント増でございます。  
8 款土木費は13億2,147万3,000円、前年度比5.9パーセント増でございます。  
9 款消防費は9億2,663万円、前年度比0.6パーセント増でございます。  
10 款教育費は11億9,729万9,000円、前年度比16.1パーセント増でございます。  
12 款公債費は17億9,481万7,000円、前年度比2.3パーセント減でございます。  
次に、性質別予算でございます。

人件費は26億2,276万円、前年度比0.3パーセント増でございます。

扶助費は25億8,356万5,000円、前年度比1.0パーセント増でございます。

公債費は17億9,481万7,000円、前年度比2.3パーセント減でございます。

これら3つを合わせた義務的経費は、全体の47.5パーセントでございます。

普通建設事業費は7億5,736万円、前年度比16.8パーセント増でございます。

災害復旧費を合わせた投資的経費は7億6,036万円、全体の5.1パーセントでございます。

物件費は25億302万8,000円、前年度比1.7パーセント増でございます。

維持補修費は3億1,503万5,000円、前年度比4.9パーセント減でございます。

補助費等は24億5,952万2,000円、前年度比0.9パーセント増でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

下段になります、6の令和5年度各特別会計・企業会計予算についてでございます。

特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は116億7,637万4,000円で、前年度比5.8パーセント増でございます。

内訳は、社会保障関係が78億8,345万7,000円、前年度比0.5パーセント増、企業会計が37億8,992万3,000円で、前年度比18.7パーセント増でございます。

9ページをお願いいたします。

Ⅱの重点施策の概要について説明いたします。

本予算（案）は、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」を政策の柱とし、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力ある



まちづくりを推進するため、特別会計等や再掲を含め、総額113億8,140万6,000円となる事業を計上しております。

1つ目の「稼げる力」の創造には、6億1,856万9,000円を計上しております。

事業内容につきましては、新規・拡充事業を中心にご説明をいたします。

1、農業生産力の向上及び担い手支援の（1）農業振興事業798万5,000円は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、機械・施設の導入、病虫害防除の取組を支援するものでございます。

①稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金300万円は、若手農業者の就農定着や認定農業者へのステップアップを図るもので、生産体制の強化や経営拡大に向けた取組を支援するものでございます。

事業内容は、機械・施設の導入補助で、令和5年度から対象を拡充し、農業用ドローンや直進アシスト付きトラクターを補助対象に加えております。

10ページをお願いいたします。

（2）担い手の育成・確保事業839万5,000円は、産地間競争に耐えられる経営体を育成するため、国の農業構造改革に対応した支援をするものでございます。

①ドローンオペレーター育成費補助金50万円は、農業者の省力化や低コスト化を推進するため、ドローン操作の資格の取得を支援するものでございます。

（3）第146回秋田県種苗交換会2,472万2,000円は、本市及び秋田県全体の農業振興と地域経済の活性化を図るため、秋田県種苗交換会潟上市協賛会を支援し、関係団体と連携しながら開催準備を進めるものでございます。

日程は、令和5年11月2日から6日の5日間で、主会場は天王総合体育館、協賛会場は市民センターかたりあん、昭和工業団地、ブルーメッセあきたを予定しております。

11ページをお願いいたします。

3の雇用促進対策の推進の（1）無料職業紹介所運営事業189万円は、市内企業の人材不足の解消に向けて、市民の就業場所を確保するため、市役所庁舎内に「無料職業紹介所」を開設し、市内における求職・求人のマッチングを促すものでございます。

（2）潟上市企業移住者雇用イベント参加支援事業50万円は、市内企業における人材確保を図るため、県外での求人開拓の取組を支援するものでございます。

（3）起業・創業支援事業290万円は、新たな産業の育成による地域活性化を図るため、市内での創業を支援するもので、通常の補助枠及び対象経費を拡充するものでござ

います。

14ページをお願いいたします。

2つめの「支える力」の創造に係る事業は、106億3,801万7,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

3の産前産後支援の充実の(1)産前産後サポート事業38万4,000円は、安心して妊娠、出産できるようにするため、育児サービス等の子育て支援体制を整備するもので、妊産婦を対象とした座談会とミニ講座や多胎妊産婦・家庭を対象とした外出補助や家事支援を行うものでございます。

(2)母子手帳アプリオンライン相談事業48万9,000円は、妊娠や出産・子育てに対する不安を軽減するため、外出が難しい妊産婦に対し母子手帳アプリを利用したオンライン相談を実施するものでございます。

18ページをお願いいたします。

6の学校教育の充実の(3)学校ホームページ構築事業294万4,000円は、地域に開かれた学校を推進し、児童生徒や保護者、地域住民に向けたスムーズな情報発信の充実を図るため、市立小・中学校のホームページの統一化をするものでございます。

7の家庭教育支援の充実の(1)家庭教育支援事業4万円は、子育て世代の交流機会を提供するため、子育てや家庭教育に関する講座、親子で体験できる講座等を実施するものでございます。

19ページをお願いいたします。

11、地域防災力の向上の(1)自主防災組織等支援事業17万8,000円は、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織等の活動や自治会が行う防災士養成研修受講の取組を支援するものでございます。

20ページをお願いいたします。

12、ライフステージに応じた切れ目のない支援の(3)はじめての潟上暮らし応援助成金40万円は、移住者の生活の早期安定を図り、市内への定住を促進するため、移住に伴う費用負担の一部を助成するものでございます。

(4)潟上市結婚新生活支援事業390万円は、夫婦ともに39歳以下の世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う住居費等の一部を助成するもので、婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を対象とするものでございます。

(5) 過疎地域定住・移住推進助成金40万円は、市内過疎地域における担い手の確保、地域活性化を図るため、過疎地域への定住・移住を促進するものでございます。

(6) 帯状疱疹ワクチン予防接種事業264万9,000円は、帯状疱疹の発症予防と、帯状疱疹発症後の後遺症予防や症状の軽減を図るため、接種費用を助成するものでございます。

22ページをお願いいたします。

3つ目の「考える力」の創造に係る事業は、1億2,482万円を計上しております。

1、市民主体のまちづくり活動の支援の(1)地域づくりチャレンジ支援事業12万円は、高齢化や人口減少による担い手不足の解消及び地域の活動の活性化を図るため、自治会が広域的に連携して活動する組織の設立を目指す団体に支援するものでございます。

2の行政サービスのデジタル化の推進の(1)DX推進事業3,071万1,000円は、行政の効率化及び市民の利便性向上を図るため、行政サービスのデジタル化を推進するものでございます。

新規事業は、④の医療扶助のオンライン資格確認導入事業453万2,000円で、医療扶助のオンライン資格導入に向けた準備をするために、生活保護システムを改修するものでございます。

なお、令和5年度の主な事業につきましては、別冊の「当初予算概要(事業編)」のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長(小林 悟) これで大綱説明を終わります。

【日程第43、予算特別委員会の設置について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第43、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第44、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第44、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

（「議長、大綱について質問したいんですが」の声あり）

○議長（小林 悟） それは予算特別委員会をお願いしたいと。

日程第44、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時33分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので報告いたします。

委員長には15番菅原龍太郎議員、副委員長には10番鈴木 司議員、以上のとおり決定しました。

また、予算特別委員会は3月3日及び15日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、3月3日から8日までに詳細審査する旨の通知がありましたのでご報告いたします。

【日程第45、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第45、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

本日配付いたしました一枚物の議案書の77ページをご覧ください。

なお、裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 鴻上市飯田川下虻川字土場向86番地

氏 名 小瀧正志

生年月日 昭和33年10月5日

令和5年2月22日提出 潟上市長 鈴木雄大

ご意見のほど、宜しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第1号は同意することに決定しました。

【日程第46、陳情第1号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書から 日程第51、陳情第6号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書】

○議長（小林 悟） 次に、日程第46、陳情第1号から日程第51、陳情第6号までを一括議題とします。

陳情第1号から陳情第6号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第6号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月1日水曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

---

午後 3時36分 散会

